⑵　地産地消型の再生可能エネルギー導入を促進する取組

（略）

・　再生可能エネルギー発電設備の整備に併せて蓄電池、地域マイクログリッド、ＶＥＭＳ等を整備し、平常時は農林漁業関連施設へ発電した電力を供給することで施設の電気料金の削減や脱炭素化を推進するとともに、災害等による大規模停電時には避難所等にも電力を供給する取組

・　営農型太陽光発電により発電した電力を隣接する農業用ハウス、植物工場等に供給し、営農コストの削減や脱炭素化に資する取組　等

３　農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合の留意事項

市町村は、農林漁業の健全な発展に資する取組として、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合には、地域計画との整合性を図るなど、当該市町村の農林業の発展方向を踏まえつつ、当該区域の設定及び当該区域において実施する具体的な取組の決定を行うものとする。

４　（略）

第５　その他の基本計画の作成に関する基本的事項

１　基本計画の作成に関する留意事項

第１から第４までに定めるもののほか、市町村は、基本計画の作成（基本計画の変更を含む。以下同じ。）に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

⑴　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

当該市町村の未利用資源の賦存状況や土地の利用状況、再生可能エネルギー電気の発電の導入可能性、農林漁業の生産活動への影響、自然環境の保全や景観との調和への配慮の必要性等を踏まえ、地域の関係者の理解を得ながら適切に定めるものとする。また、農山漁村に存在する未利用資源を活用した農山漁村の活性化に向けた他の方策との整合性の確保を図るよう努めるものとする。

なお、基本計画に位置付ける再生可能エネルギー発電設備が営農型太陽光発電設備である場合、第２の１⑹①及び②に従い、当該市町村における営農型太陽光発電の基本理念及び基本理念の実現のために求められる営農型太陽光発電に係る設備の形状・実施の形態について記載することとする。なお、複数年の試験栽培結果等から公的機関及び大学並びにそれらが設置する研究機関が得た科学的根拠に基づき基本理念の着実な実現が確保される場合には、国及び都道府県の助言に基づき、基本理念の実現のために求められる営農型太陽光発電に係る設備の形状・実施の形態（第２の１⑹②ウを除く。）について、市町村が農業・農村の振興の方針や経営形態の特色・多様性に応じて特例的な対応を定めることができる。また、都道府県の機関と試験的栽培を行う場合も、同様に特例を設けることができる。

⑵　地産地消型の再生可能エネルギー導入を促進する取組

（略）

・　再生可能エネルギー発電設備の整備に併せて蓄電池、地域マイクログリッド、ＶＥＭＳ等を整備し、平常時は農林漁業関連施設へ発電した電力を供給することで施設の電気料金の削減や脱炭素化を推進するとともに、災害等による大規模停電時には避難所等にも電力を供給する取組　等

３　農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合の留意事項

市町村は、農林漁業の健全な発展に資する取組として、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合には、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第１項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）との整合性を図るなど、当該市町村の農林業の発展方向を踏まえつつ、当該区域の設定及び当該区域において実施する具体的な取組の決定を行うものとする。

４　（略）

第５　その他の基本計画の作成に関する基本的事項

１　基本計画の作成に関する留意事項

第１から第４までに定めるもののほか、市町村は、基本計画の作成（基本計画の変更を含む。以下同じ。）に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

⑴　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

当該市町村の未利用資源の賦存状況や土地の利用状況、再生可能エネルギー電気の発電の導入可能性、農林漁業の生産活動への影響、自然環境の保全や景観との調和への配慮の必要性等を踏まえ、地域の関係者の理解を得ながら適切に定めるものとする。また、農山漁村に存在する未利用資源を活用した農山漁村の活性化に向けた他の方策との整合性の確保を図るよう努めるものとする。